

## 国立大学法人滋賀大学における公的研究費の不正使用防止に関する規程

### (目的等)

第1条 この規程は、国立大学法人滋賀大学（以下「本学」という。）における公的研究費を適正に管理・運営し不正使用等を防止するため必要な事項を定め、もって教育研究機関としての社会に対する説明責任を果たし、研究活動の推進を図ることを目的とする。

2 公的研究費の管理・運営については、関係法令、配分機関（本学に公的研究費を配分する機関をいう。以下同じ。）の定める規程等及び本学の諸規程に定めるもののほか、この規程によるものとする。

### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「公的研究費」とは、本学が管理するすべての研究資金をいう。
- (2) 「部局等」とは、別表に定める組織をいう。
- (3) 「教職員等」とは、本学の役員、非常勤を含む教職員その他公的研究費の管理・運営に関わるすべての者をいう。
- (4) 「不正使用」とは、故意又は重大な過失により、公的研究費の適正な管理・運営に関する関係法令、配分機関の定める規程等又は本学の諸規程に違反して公的研究費を使用することをいう。
- (5) 「コンプライアンス教育」とは、不正を事前に防止するために、本学が教職員等に対し、自身を取り扱う公的研究費の使用ルールやそれに伴う責任、どのような行為が不正使用に該当するのかなどを理解させるために実施する教育をいう。

### (管理体制及び責務)

第3条 本学の公的研究費を適正に管理・運営するため、最高管理責任者、統括管理責任者及び不正使用防止推進責任者を置く。また、必要に応じ、不正使用防止推進責任者の下に不正使用防止推進副責任者を置くことができる。

- 2 最高管理責任者は、本学全体を統括し、公的研究費の管理・運営について最終責任を負うものとし、学長をもって充てる。
- 3 最高管理責任者は、不正防止対策の基本方針を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じなければならない。また、統括管理責任者及び不正使用防止推進責任者が責任を持って公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス教育が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮しなければならない。
- 4 統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス教育について全体を統括する実質的な責任と権限を持つものとし、学長が指名する理事をもって充てる。
- 5 統括管理責任者は、不正防止対策の組織横断的な体制を統括するとともに、最高管理

責任者が定めた基本方針に基づき本学全体の具体的な対策として不正使用防止計画（以下、「防止計画」という。）を策定・実施し、その取組状況を最高管理責任者に報告しなければならない。

- 6 不正使用防止推進責任者は、部局等における公的研究費の管理・運営及びコンプライアンス教育について実質的な責任と権限を持つものとし、別表に定める部局等の長をもって充てる。
- 7 不正使用防止推進責任者は、統括管理責任者の指示を受けて、当該部局等における次の各号に掲げる業務を行う。
  - (1) 公的研究費に係る不正防止対策の実施に関すること。
  - (2) コンプライアンス教育の実施に関すること。
  - (3) 公的研究費の適正な管理及び執行に関する管理監督並びに改善指導に関すること。
- 8 不正使用防止推進責任者は、前項に掲げる取組状況について、毎年度、統括管理責任者に報告しなければならない。
- 9 不正使用防止推進責任者は、当該部局等において必要と認めるときは、当該部局の教職員のうちから不正使用防止推進副責任者を指名できるものとする。
- 10 不正使用防止推進責任者は、不正使用防止推進副責任者を置いたときは、その有する権限及び責任を定め、その者の氏名並びに定めた権限及び責任について、当該部局の教職員等に周知するとともに、統括管理責任者に報告するものとする。
- 11 不正使用防止推進責任者は、必要に応じ、関係する他の不正使用防止推進責任者と協議のうえ、共同して、公的研究費の適正な管理・運営及びコンプライアンス教育を実施することができる。

（相談窓口の設置）

第4条 本学の公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等について、学内外からの相談を受け付ける窓口を置く。

- 2 相談窓口は、学術国際課とする。
- 3 相談窓口は、本学における公的研究費に係る事務処理手続き及び使用に関するルール等に関する学内外からの問い合わせに誠意をもって対応し、本学における効率的な研究遂行のための適切な支援に資するよう努めるものとする。

（不正使用防止推進室）

第5条 最高管理責任者の下に不正使用防止推進室を置く。

（不正使用防止推進室の業務）

第6条 不正使用防止推進室は、防止計画の推進にあたり、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 公的研究費に係る不正防止対策の基本方針に基づく防止計画の策定・検証に関すること。
- (2) 公的研究費の管理・運営に係る実態及び部局等におけるコンプライアンス教育の実施状況の把握・検証に関すること。

- (3) 不正発生要因に対する改善策に関すること。
- (4) 教職員等に対する公的研究費に係る行動規範の策定等に関すること。
- (5) その他防止計画の推進にあたり必要な事項に関すること。

(防止計画の策定)

第7条 前条第1号の防止計画は、毎事業年度策定し、最高管理責任者の承認を受けなければならない。

(不正使用防止推進室の組織)

第8条 不正使用防止推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 統括管理責任者
- (2) 最高管理責任者が指名する理事 1名
- (3) 学術国際課長
- (4) 財務課長
- (5) 学部から選出された教員 各1名
- (6) その他統括管理責任者が必要と認めた者 若干名

(室長等)

第9条 不正使用防止推進室に室長を置き、統括管理責任者をもって充てる。

(防止計画の実施・報告)

第10条 室長は、防止計画の策定が完了したときは、最高管理責任者に報告するとともに、不正使用防止推進責任者に防止計画の実施の通知を行うものとする。

- 2 不正使用防止推進責任者は、防止計画に基づき不正使用の防止に努めなければならない。
- 3 室長は、防止計画の実施状況の把握・検証を行い、その結果を最高管理責任者に報告するものとする。
- 4 室長は、前項の検証の結果、不正を発生させる要因があると認められる場合で、個別部局に特有のものである場合は、不正使用防止推進責任者に対して改善を命ずることができる。
- 5 室長からの報告を受けた最高管理責任者は、防止計画の策定や検証結果を基に、違法行為や不正が行われないように組織内部をまとめ、公的研究費の適正な管理・運営及びコンプライアンス教育を実施するよう、統括管理責任者に命じるものとする。

(事務)

第11条 不正使用防止推進室の事務は、関係部局の協力を得て、学術国際課において処理する。

(教職員等の責務)

第12条 教職員等は、公的研究費の適正な管理・運営に当たっては、関係法令、本学の諸規程その他の規範を遵守し、高い倫理性を保持し、清廉性をもって、行うよう努めなければならない。

- 2 教職員等は、防止計画に則り、自ら不正防止に取り組まなければならない。
- 3 教職員等は、コンプライアンス教育を受けるとともに、前2項に定める事項を約するため、確認書を最高管理責任者に提出しなければならない。

(監査)

第13条 統括管理責任者は、本規程に定める管理体制による統括状況、防止計画の推進状況、部局等におけるコンプライアンス教育の実施状況等について、監査室による内部監査を受けるものとする。

(通報窓口の設置)

第14条 最高管理責任者は、本学における不正使用等（その疑いがあるものを含む。）に関する通報及び情報提供（以下「通報等」という。）を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）を次のとおり置くとともに、通報窓口の場所、連絡先、通報の方法その他必要な事項を本学内外に公表しなければならない。

- 2 通報窓口は、最高管理責任者の指定する学外の弁護士及び監査室長とする。
- 3 通報窓口は、通報等を受け付けたときは、速やかに統括管理責任者に報告し、統括管理責任者は、通報等の要件の具備を確認の上、速やかに最高管理責任者に報告しなければならない。

(不正使用の調査)

第15条 最高管理責任者は、通報等により不正使用の疑いがある事案を知り得た場合には調査を行うものとする。

- 2 前項の調査に関し必要な事項は、別に定める。

(守秘義務)

第16条 相談窓口及び通報窓口の担当者、不正使用に係る調査に関係した者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた場合も同様とする。

(不正使用の発生要因の改善)

第17条 最高管理責任者は、調査の結果、必要があると認める場合には、公的研究費の不正使用の発生要因に対する改善策を講じなければならない。

(懲戒処分等)

第18条 教職員等が公的研究費の不正使用を行った場合は、国立大学法人滋賀大学職員就業規則（教職員等の種別等に応じて定められた就業規則を含む。）、国立大学法人滋賀大学職員懲戒手続規程及びその他の規程等に基づき、懲戒処分等の適切な措置を行うものとする。

(法的措置)

第19条 教職員等が公的研究費の不正使用を行った場合は、当該教職員等に対し、本学に生じた損害を賠償させるとともに、必要に応じて民事上又は刑事上の法的措置を執ることができる。

(取引業者に対する措置)

第20条 公的研究費の不正使用に関与した取引業者については、国立大学法人滋賀大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項に定めるところにより、厳正な処置を行う。

(配分機関による措置への対応)

第21条 最高管理責任者は、部局等の公的研究費の運営、管理体制若しくは不正使用に対する対応に不備があったこと又は部局等で不正使用が行われたことにより、配分機関から配分された公的研究費の返還命令を受けた場合で、既に当該研究費が当該部局等に配分されている場合は、当該部局等に返還を命じるものとし、当該部局等はこれに従わなければならない。

(調査結果の公表)

第22条 最高管理責任者は、第15条第1項の調査を行った結果、公的研究費の不正使用が行われたことが認められたときは、不正使用に関与した者の氏名・所属、不正使用の内容、不正使用に対して行った措置の内容、調査を行った者の氏名・所属及び調査の方法・手順を公表するものとする。ただし、最高管理責任者が非公表とすることにつき合理的な理由があると認める場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属等を非公表とすることができる。

(不利益取扱いの禁止)

第23条 本学及び教職員等は、不正使用に関する通報を行った者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。ただし、通報に関して、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的が認められる場合は、この限りでない。

2 本学及び教職員等は、通報があったことのみを理由として、当該通報により不正使用が疑われることとなった者に対し、不利益な取扱いをしてはならない。

(雑則)

第24条 この規程に定めるもののほか、公的研究費の不正使用防止に関する必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年10月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年12月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年6月21日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 3 月 17 日から施行する。

別表（第 2 条、第 3 条関係）

部局等	部局等の長
教育学部	教育学部長
経済学部	経済学部長
環境総合研究センター	環境総合研究センター長
国際センター	国際センター長
社会連携研究センター	社会連携研究センター長
保健管理センター	保健管理センター所長
総務課	学長が指名する理事
人事労務課	
財務課	
学術国際課	
学務課	
学生支援課	
入試課	
施設管理課	
図書情報課（附属図書館）	
事務支援センター	
監査室	